

# 山梨県人会十士会会報

## 巻頭挨拶

山梨県人会十士会会長 飯窪 光隆



いつも山梨県人会十士会の活動にご理解いただき、厚く御礼申し上げます。早いもので十士会会報も第 6 号の発刊となります。平成 30 年度上期の十士会の活動、近況についてご

報告させていただきます。

### ◇ 5 月 24 日 第 6 回十士会総会懇親会の開催

弦間会長をはじめ 40 名近くの関係者の方々に集まっていただき、第 6 回総会懇親会を開催いたしました。会場で参加者に会報第 5 号を配布して、国土交通省空家対策モデル事業の報告（後藤行政書士・宅建士）、士業界のトピックスとして相続法の改正について（小林弁護士）、働き方改革と残業代請求（深沢社会保険労務士）、勉強会報告（講師：依田税理士）などを報告いたしました。なお、会報第 5 号は、第 69 回山梨県人会連合会総会でも参加者の皆様に配布させていただきました。

### ◇ 7 月 21 日 ふるさと応援イベントの実施

ヴァンフォーレ甲府の応援イベントを実施しました。首都圏甲府会と十士会を中心に多くの方々にご参加いただき、見事、ロアッソ熊本に 3 対 2 で勝利し、J1 復帰に望みをつなぎました。（この原稿を書いている時点では 9 位であり、6 位との勝ち点差は 11、最後の追い込みに期待したいと思

います！）

### ◇ 新入会員の大幅増加

平成 30 年 4 月より現時点までに正会員 8 名、賛助会員 3 名が入会いたしました。近年では特に入会者が多い半期となりました。これも十士会の活動に対する期待と賛同の表れだと思えます。賛助会員については、規則に定められた国家資格者でなくても十士会の趣旨を理解して賛同していただける方ならどなたでも入会することができます。多くの方に正会員、賛助会員になっていただき、さらに十士会を盛り上げて行きたいと思えます。

今後については、引き続き各部会を中心に活動を行って、ふるさと山梨県、山梨県人会連合会の皆様のお役に立てるよう活動して参りますので、よろしく願いいたします。



第 6 回 山梨県人会十士会総会懇親会  
（連合会・弦間明会長はじめ来賓をお迎えして）  
〔平成 30 年 5 月 24 日／アルカディア市ヶ谷〕

昨年は空家対策部会が実施した掲題事業にご高配を賜りありがとうございました。山梨県人会のみなさまからたくさんの情報をお寄せいただき、複数の空家の除却（解体）や利活用を行っております。ここでは、そのうち2つの事例をご紹介します。

#### 甲府市中央・魚町通り長屋の除却（解体）事業

甲府市中心市街地にほど近い魚町通りに建つ、築後半世紀を数えようかという大規模な長屋と、現在では廃業している旧整形外科。長屋の屋根瓦が落ちはじめ、通行人や車両が危険にさらされてはいけないと、神奈川県と山梨県に住む所有者とそのご親戚が一体となり、空家対策部会との連携によって事業を進めました。現在では、数十台が駐車できる更地となっています（後藤貴仁）。



解体前（上）と解体中の長屋・旧整形外科

#### 南アルプス市・江戸天保期築後180年古民家の利活用事業

土地1,200坪と母屋や蔵など建物200坪を相続したが継続所有が困難だった。先祖代々の屋敷を取り壊すことは本意ではなく、現状のままの売却を模索するも買主は現れなかった。

すべてを取り壊して売却する決定をした矢先、空家対策部会の相談会に参加した。建物の社会的価値を鑑み、母屋以外を分譲用地として売却のうち、母屋には改修を加え、インバウンド民泊、スペースマーケット、コミュニティスペース用の古民家へと商品化、投資案件として売却するスキームを進行させている（窪田浩之）。



築後180年の母屋

#### 士会空家対策部会へのご相談は

空家対策部会の活動内容は、山梨県人会員各位が所有する本県に存在する空家の、入口（相続、遺品、管理、解体、商品化など）と、出口（居住、賃貸、売却など）の支援です。事案に応じた国家資格者が空家問題を解決に導きます。首都圏と山梨県の双方に相談窓口がございますので、ワンストップのサービスが可能です。

フリーコール 0120 - 193 - 874（いくさ・やまなし）までお電話いただけましたら、然るべき国家資格者が対応します。

# 士業界のトピックス

士業の各業界のトピックス、法改正、判例など、  
企業や個人に影響のある話題をお届けします

## 最近の労働裁判について

弁護士 山田 博貴

### 1 同一労働・同一賃金

「同一労働・同一賃金」という言葉をニュースでお聞きになったことはないでしょうか？ 平成30年6月1日、この点に関する重要な最高裁判例が2つ出されました。正社員は手当が充実していてコストがかかり、有期雇用社員はそうではないというのが、今までの常識だったかもしれませんが、同一労働・同一賃金の流れは今後ますます強くなっていくものと思われます。今回の最高裁の判断を、新しい時代の労務管理にどうつなげていくかが重要となります。

### 2 2つの最高裁判例

ハマキョウレックス事件（①事件）は、正社員と契約社員（有期雇用）の労働条件格差が、長澤運輸事件（②事件）は、正社員と定年後の再雇用社員（有期雇用）の労働条件格差が争われた事件です。どちらも運送会社の有期雇用社員が、正社員と業務内容が同一にもかかわらず、各種手当や賞与に差があることは労働契約法第20条に違反するとして訴訟を提起しました。

争点となった労働契約法第20条は、同一労働・同一賃金の屋台骨というべき条文であり、正社員と有期雇用社員との間で「不合理」な待遇格差を設けてはならないと定めます。最高裁は、不合理であるか否かの判断基準について、（1）職務の内容、（2）職務内容・配置の変更範囲、（3）そのほかの事情という3つの要素を示しました。

①事件では、高裁までに住宅手当と皆勤手当以外の全ての手当（無事故手当、給食手当等）は不合理であるとされていました。最高裁は、（1）正

社員と有期雇用社員との間で職務内容に違いはなく、（2）運転手を確保する必要性は転勤の有無で異ならないとし、皆勤手当の格差も不合理であるとしました。

②事件では、高裁までに全ての手当・賞与の差について不合理ではないとされていましたが、最高裁は、（1）職務内容が同一である以上、出勤を奨励する必要性に相違はないとし、精勤手当のみ不合理であるとしました。

### 3 最高裁判例の読み方

①事件では、労働者側の主張がほぼ認められ、②事件では逆の結論となりました。これは、②事件では、再雇用社員は定年まで正社員としての待遇を受けてきたことが、（3）そのほかの事情として考慮されたことが影響しています。皆勤手当の格差は×というように、手当ごとの判断を参考にすればよいのではなく、正社員と有期雇用社員とで差を設けることに合理的な説明ができるか否かがポイントです。

同一労働・同一賃金の要請は、安倍政権の働き方改革とも関連して、強く意識せざるを得ないでしょう。予期せぬトラブルを防ぐため、各種手当や就業規則について、弁護士や社労士等の専門家に一度ご相談されてみてはいかがでしょうか。



# 新入会員紹介

平成30年4月以降に入会した会員です



**網倉 健太**  
弁護士

笛吹市出身の網倉健太と申します。この度、母校甲府第一高校のOBである飯窪会長にお声がけ頂き、入会致しました。現在は、港区新橋にて

弁護士をしております。

笛吹市出身と申し上げましたが、実は、人生の大半を過ごしたのは東京です。生後間もなく、父の仕事の都合で東京へ越して以降、中学校1年生

の終わりまでを東京の世田谷区で過ごしました。山梨で過ごしたのは、中学校の2年間、高校の3年間、司法修習で過ごした8か月余り、その他帰省等、合計しても10年には達しません。

しかし、青春時代を過ごしたからなのか、実家があるからなのか、山梨県に対する愛着は人一倍強く、この度、山梨県十士会に入会できたことを大変嬉しく思っております。

趣味は将棋です。同じ趣味をお持ちの方も、そうでない方も、末永く宜しく願い申し上げます。



**平賀 啓**  
弁護士

はじめまして。本年5月に十士会に入会致しました平賀啓と申します。

出身地は南アルプス市（旧白根町）です。甲府南高校、都内の大学・大学院を卒業後、現在は新宿区西新宿に所在する東京新宿法律事務所にて、弁護士として勤務しております。主な取り扱い業務は相続事件や労働事件（労働者側）ですが、いわゆる街弁として、身

近で広範な法律業務を取り扱っております。

私は、司法試験合格後の研修（司法修習）で1年間鹿児島に住んでおりました。初めての九州での生活ということで、地元山梨や東京を遠く離れ、改めて望郷の思いを持ち、何か地元の方々と繋がりを持つことができないか、また、何か地元に貢献できる活動を出来ないかと思い、参加させていただきました。

若輩者ですが、積極的に十士会の活動に参加して参りたいと思いますので、ご指導ご鞭撻の程、何卒宜しく願い致します。



**藤井 輝**  
弁護士

中央市出身の藤井輝（ふじいあきら）と申します。押原小、玉穂中、甲府東高校（理数コース）、名古屋大学を経て、山梨学院大学法科大学院を卒業し、

甲府で司法修習を行いました。現在は、西新橋で勤務弁護士として、医療法務を中心に、一般民事事件等、様々な事件処理に携わっています。

親切で心温かい山梨県の雰囲気を感じたくなり、この度、十士会に入会いたしました。

昨今の藤井聡太ブームに乗って始めた将棋やカメラ、読書、海外ドラマ鑑賞が趣味ですが、どれもインドアな趣味ですので、健康のためにも何かスポーツを始めたいと思っています。

業務に係る分野では、不動産、AI、ブータン人の日本における就労問題に興味を持っています。

今後ともご指導・ご鞭撻いただきますようお願い申し上げます。





**山田 博貴**  
弁護士

富士河口湖町出身の山田博貴と申します。雄大な富士の自然に囲まれて幼少期から高校時代まで山梨県で過ごしました。高校卒業後は、山梨県を離れておりましたが、地元で恩返しをしたいと思います。

思い、この度十士会に加入させていただきました。

現在は、東京都渋谷区の法律事務所にて企業法務、エンターテインメント法務等を中心に執務を行っており、近時はIT法務等の先端法務にも取り組んでおります。

通常業務同様、空家対策などの十士会の活動にも注力していく所存ですので、ご指導ご鞭撻の程、よろしくお願い申し上げます。



**坂野 茂**  
一級建築士・宅地建物取引士

昭和40年笛吹市一宮町生まれ。工学院大学工学部建築学科卒業。

大学卒業後の、平成2年に現在の株式会社ベル建築研究所を設立。以来、住宅・集合住宅・福祉施設等の設計を中心に幅広く活躍中。

個人住宅、マンション、公共施設の耐震診断業務やマンション大規模修繕調査設計業務、ホーム

インスペクション、裁判所の鑑定業務、高齢者、障害者の住宅問題などにも取り組んでおります。また、市民を対象とした無料建築相談や地震被災地調査、災害復旧支援活動などの社会奉仕活動にも積極的に取り組んでいます。

空間の質やデザイン・機能はもちろんのこと、「人」「環境」「建築」の関わりを考えた、質の高い建築を目指しています。

趣味は、ワイン、グルメ、車、ゴルフなどです。皆様今後ともよろしくお願い致します。

## 十士会総会 & 連合会定例総会

飯島 治

平成30年5月24日18時30分より、アルカディア市ヶ谷にて山梨県人会連合会弦間明会長はじめ来賓のみなさまをお迎えして、第6回十士会総会が開催されました。

平成29年度の事業報告、会計報告、平成30年



十士会総会での弦間会長挨拶

度の事業計画案、予算案が審議され、原案通り可決されました。

また、6月3日にグランドプリンスホテル新高輪で行われた山梨県人会連合会第69回定例総会にて、十士会会報第5号を配布しました。



連合会定例総会での後藤知事挨拶

## 無料勉強会のご案内

千須和 厚至

十士会会員が自己の専門分野について講演する恒例（2月、6月、11月）の勉強会を、下記の通り開催します。

どなたでも自由に参加できますので、興味のある方は是非ご連絡ください。勉強会のあとに懇親会も用意しております。

日 時：2018年11月22日19時～20時30分  
（受付は18時45分から）

場 所：早稲田リーガルcommons法律事務所会議室  
千代田区九段南1-6-17 千代田会館4階

テーマ：「民法改正について」

講 師：弁護士 小泉 英之（当会会員）

参加費：無料

懇親会：あり（希望者のみ）

申込み・問い合わせは、<sup>ちすわ</sup>千須和まで。  
atsushi.chisuwa@nagasawa-law.gr.jp



## 無料相談をご活用ください

十士会では、専門家集団としての特長を活かし、県人会関係者や山梨中央銀行のお客様など山梨県ゆかりの皆様様の様々な「困りごと」に対して、ご依頼があれば随時「個別相談」（無料）をお受けしています。

【相談テーマ】 法律全般、経営、税務、労務、事業承継、相続・後見、不動産・空き家対策、資産運用、保険年金、ファイナンシャルプランニングなど「十士会」会員の各専門分野です。

【相談方法】 右記「十士会」事務局にご連絡ください。相談案件ごとに最適な専門家相談員をご紹介しますので、相談日時、場所などはご依頼者様

と相談員でお決めください。電話・メール相談、対面相談などご依頼者様のご要望に合わせて柔軟に対応します。

【相談費用】 原則無料です。但し、相談が繰り返される場合、また相談後に業務としてご依頼される場合などは費用が発生することがありますので、初回相談時にご確認ください。

【相談申込先】 十士会事務局

(株)アセットアールアンドディー・飯窪

電 話：03-5366-0421

F A X：03-5366-0423

メール：iikubo@assets-rd.com

## 十士会会員募集中

十士会では、正会員、賛助会員を常時募集しています。郷土愛あふれる土業の集団ですが、堅苦しい会ではなく、下記のような活動を和気あいあいと行なっています。ご賛同いただける山梨ゆかりの土業の方、まずはお問い合わせ下さい。

### 【活動内容】

- ◆山梨県人会連合会所属の会員や会社向けに専門家セミナーを開催する。
- ◆山梨県人会連合会の情報誌「富士の国」などへ専門的な情報提供を行う。

- ◆山梨県人会連合会の他の会との交流をはかる。
- ◆山梨県との交流をはかる、山梨県への支援を行う。
- ◆金融機関等の顧客を対象とするセミナーや相談会に参加する。

### 【問い合わせ先】

十士会事務局

※上記、無料相談申込先に同じ。



懇親会のひとコマ

十士会の活動実績、個々の会員の詳しい情報等は、十士会ホームページをご覧ください。

山梨県人会十士会 →